

## 第4章 施策の展開

---

## 1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち

私たちの豊かで便利な暮らしは、多くの資源やエネルギーの消費によって支えられています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、廃棄物による環境汚染や最終処分場不足の問題、資源の枯渇、そして資源開発による地球規模での環境破壊など様々な環境問題を引き起こしてきました。

また、私たちの生活に必要な電気やガス、自動車燃料などのエネルギーを得るため、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料を大量に使用してきました。その結果、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、気候変動による異常気象や海水面の上昇などの様々な影響が懸念されています。

これまで、本市においては、ごみの3R運動（「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」）の推進や家庭系もえるごみの有料化などにより、ごみの発生抑制と資源化を図り、エネルギーの使用については、東日本大震災による電力需給問題から、節電意識の高まりにより省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの普及が進んでいますが、一層の推進が必要です。

今後も、私たちの日常の活動が地球環境に負荷を与えていることを認識し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進め、「循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち」の実現を目指します。



広域ごみ処理施設「芳賀地区エコステーション」

# 1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち

## 基本施策1-1 ごみの適正処理

### 【現状】

ごみについては、3R 運動を基本として、出されたごみについては、芳賀地域におけるごみの広域処理施設「芳賀地区エコステーション」での中間処理と、環境保全センターにおける最終処分により、適正に処理を行っています。

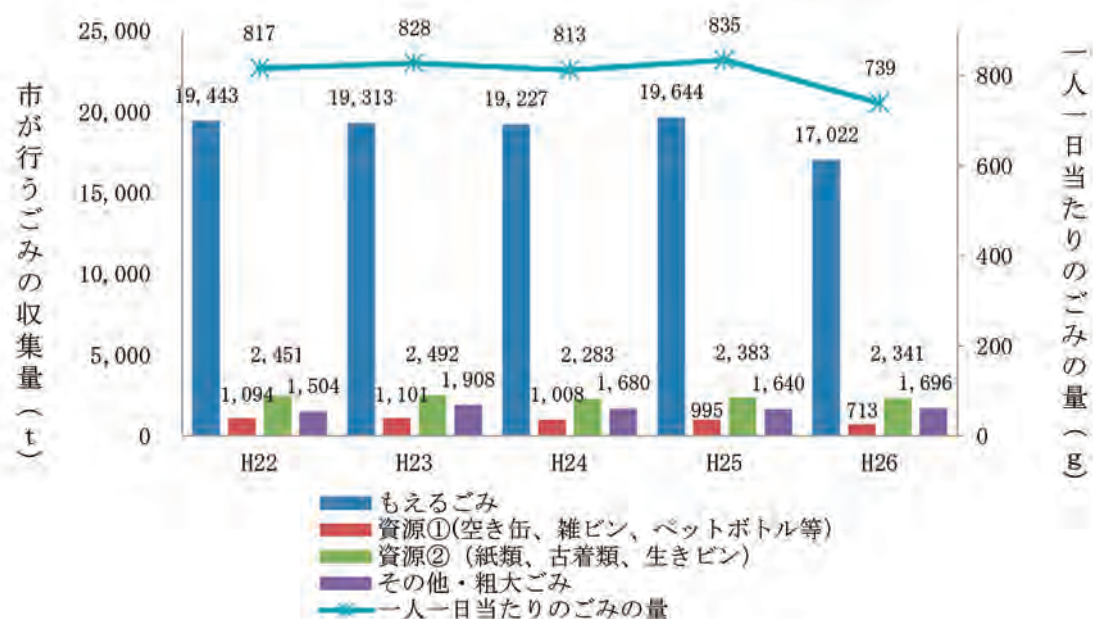
本市は、平成7年度からごみの分別収集を開始しています。ごみの分別が定着したこともあり、地域座談会などを通して、ごみの分別・減量に関する啓発を行っておりますが、平成25年度までは、ごみの全体の収集量はあまり変化していません。そのため、一人一日当たりのごみの量は、800g 余りとほぼ横ばいとなっています。

このようなことから、さらなるごみの減量化を目指し、芳賀地区エコステーションの稼働に併せて、平成26年度からもえるごみの有料化を開始し、もえるごみの排出抑制を図りました。

その結果、平成26年度の一人一日当たりのごみの量は739g となり、前年度から1割以上の減量に成功するとともに、最終処分場への搬入量も約2割減量することができました。

ごみの不法投棄防止については、清掃監視員等による監視、指導等の強化に努め、野外焼却の防止についても関係機関と連携し、現地確認のうえ指導を行っています。

また、市内一斉清掃などにより環境マナーの意識の向上を図っています。



### 【課題】

引き続き、ごみ処理に伴う環境への負荷の低減を図っていく必要があります。そのため、ごみの発生抑制と減量化、分別の徹底によるリサイクル等の促進、不法投棄の防止、環境マナーの向上などへの取り組みが重要となっています。

## 施策 1-1-1 ごみの発生抑制と適正処理

### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
市民一人一日当たりのごみの量	739g	695 g	環境課
ごみの最終処分場*への持ち込み量	931t	878 t	

※環境保全センター及び新たな広域最終処分場

### 施策の展開

- ・ごみの発生を抑制し(リデュース Reduce)、同じものを繰り返し大切に使い(リユース Reuse)、使用できなくなった物は資源や材料に再生して利用する(リサイクル Recycle)、3R 運動を推進します。
- ・効率的なごみの収集・運搬と広域ごみ処理施設「芳賀地区エコステーション」での中間処理、環境保全センター及び新たな広域最終処分場での最終処分を行います。
- ・地域座談会などを通して、ごみの分別・減量に関する啓発を行います。
- ・機械式生ごみ処理機及びコンポスト容器設置費補助制度により、生ごみの自家処理を推進します。
- ・レジ袋の削減のため、マイバッグ使用の啓発を行います。
- ・資源ステーションの優良表彰を行い、資源ステーションの適切な管理や分別の意識向上を図ります。

## 施策 1-1-2 不法投棄、野外焼却の防止

### 環境指標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
ごみの不法投棄発見件数	372 件	350 件	環境課

### 施策の展開

- ・清掃監視員等によるごみの不法投棄監視パトロールの強化を図ります。
- ・ごみの野外焼却防止のための指導や啓発を行います。
- ・廃棄物の適正な処理に関する啓発及び指導を行うとともに、産業廃棄物については、県との連携を強化します。

## 施策 1-1-3 環境マナー意識の向上

### 環境指標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
市内一斉清掃の参加人数	52,700 人	53,800 人	環境課

### 施策の展開

- ・市内一斉清掃などの地域の清掃活動を支援奨励し、環境マナーの啓発及び意識の向上を図ります。
- ・空き缶やたばこなどのごみのポイ捨てや散乱防止に関する啓発を行い、意識の向上を図ります。

## 1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち

### 基本施策1-2 資源の循環利用の推進

#### 【現状】

私たちの暮らしに必要なエネルギーや、身の回りにある様々な製品等は、石油、石炭、天然ガス、金属鉱物資源などの限りある天然資源から作られ、日本はそのほとんどを海外からの輸入に頼っています。また、資源を大量消費、大量廃棄する社会の仕組みは環境への負荷を増大し、資源の枯渇や環境破壊など地球規模での問題となっています。

このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が求められ、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布、施行されました。

本市では平成7年度からごみの分別収集を導入し、資源の回収とリサイクルを推進してきましたが、雑紙などの資源化をより一層進めていく必要があります。

このほか、各種のリサイクル法により、家電、廃棄自動車、建設廃材、食品廃棄物等のリサイクルが行われ、平成25年4月にはレアメタル（希少金属）の再生利用を促進するため、「小型家電リサイクル法」が施行されました。

#### 【課題】

環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進するため、今後も3R運動を推進し再資源化率を高めるとともに、ごみの中間処理での熱エネルギー回収や資源循環利用を促進していくことが重要です。

また、剪定枝や落葉、雑草などの資源化の促進が課題となっています。



地域での資源回収

## 施策 1-2-1 資源の循環利用の推進

### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
ごみの再資源化率	14.0%	15.3%	環境課

### 施策の展開

- ・地域座談会などを通して資源ごみの分別や循環利用について啓発を行います。
- ・資源ごみ回収報奨金制度を推進し、資源の回収と再生利用を促進します。
- ・芳賀地区エコステーションにおいて、ごみの焼却熱を発電に利用し、熱エネルギーの循環利用を実施します。
- ・小型家電リサイクルに取り組みます。
- ・ごみの焼却灰の資源化を推進するため、芳賀地区エコステーションにおいて生成する溶融スラグについて建設資材等への有効利用を図ります。
- ・剪定枝、落葉、雑草などの資源化の促進を図ります。
- ・家畜ふん尿の堆肥化等の資源化を促進します。
- ・フリーマーケットを開催し、リユースを促進します。
- ・グリーン購入※を推進します。

※グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境に配慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

## 1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち

### 基本施策1-3 地球温暖化対策の推進

#### 【現状】

地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出は、私たちの日常生活や事業活動でのエネルギーや燃料の消費によるものです。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 26 年（2014 年）10 月に取りまとめた第 5 次報告書によると、過去 130 年間で世界の地上平均気温は 0.85℃上昇し、20 世紀半ば以降の地球温暖化の要因は人間の活動による可能性が極めて高いと報告しています。また、今後、温室効果ガスの排出削減対策を取らなかった場合には、今世紀末の平均気温は最近 20 年間に比べ最大で 4.8℃上昇し、海面は最大で 82 cm 上昇する可能性が高いと予測しています。そして、その影響として海面上昇に伴う沿岸地の土地浸食、気温上昇に伴う農産物の生産量の減少や栽培適地の移動、異常気象による洪水や干ばつなどの発生、さらには生物の大量絶滅などが懸念されています。

日本は、国際的な取り決めである「京都議定書」に基づいて第一約束期間（平成 20 年～平成 24 年（2008 年～2012 年））中の温室効果ガス排出量を、平成 2 年度（1990 年度）比で 6% の削減を目標とし、期間中の平均値で 8.2%（速報値）の削減を達成しています。

しかし、その後の第二約束期間（平成 25 年～平成 32 年（2013 年～2020 年））の取り組みに日本は参加せず、平成 27 年（2015 年）6 月に、平成 42 年（2030 年）までの削減目標として平成 25 年（2013 年）比で 26% の削減を表明しています。

本市では、平成 21 年度から住宅用太陽光発電設備の設置補助制度を開始し、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできました。

#### 【課題】

地球温暖化の防止は、私たちの将来にわたる非常に重要な課題です。一人一人の省エネルギーの取り組みのほか、建物の高断熱化や省エネ型機器の普及、電気自動車や燃料電池車の普及。そして、公共交通ネットワークの整備などによる効率的なエネルギーの利用や太陽光発電など再生可能エネルギーの活用。さらには、二酸化炭素の吸収源である緑地の確保など、社会全体での総合的な取り組みにより環境への負荷の少ないエネルギー利用への転換をすすめていくことが重要です。



## 施策 1-3-1 効率的なエネルギー利用の推進

### 環境指標

指標		基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
住宅用太陽光発電の設置状況※	件数	2,178 件	2,700 件	環境課
	発電容量	9,496kw	11,750kw	

※経済産業省ウェブサイト (<http://www.fit.go.jp>) より

### 施策の展開

- ・日常生活や事業活動における、効率的なエネルギーの利用や資源の節約に関する啓発を行います。
- ・公共交通ネットワーク及び道路の整備、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・自転車の利用を促進します。
- ・電気自動車、ハイブリッド車等のエコカーの普及促進に努めます。
- ・市役所においては、「真岡市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、電気、燃料、用紙等の節約に努めます。
- ・防犯灯、商店街の街路灯などの LED 化を促進します。
- ・公共施設の整備においては、省エネルギー型の施設整備に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用を図ります。
- ・住宅用太陽光発電の普及促進を図ります。
- ・太陽光発電のほか、小水力発電やバイオマスエネルギー、蓄電池などについて情報収集に努めます。

## 環境配慮指針（循環型社会、地球温暖化防止のために）

### 市民に期待される環境配慮指針

ライフシーン	環境配慮指針
買い物をするとき	必要な物を必要な分だけ購入し、ごみの発生抑制に努めます。
	マイバッグ、マイバスケットを持参してレジ袋の削減に努めます。
	エコマーク製品等の環境に配慮した製品の購入に心がけます。
	輸送コストの低い地元産などの農産物の購入に努め、地産地消に心がけます。
	フリーマーケットなどを活用したリユースを検討します。
	簡易包装容器の利用に努めます。
	リターナブル瓶や詰め替え商品などの利用に努めます。
外出や車を運転するとき	公共交通の利用に努めます。
	近所へ出かける際は、自転車の利用や徒歩に努めます。
	自動車を運転するときは、エコドライブに努めます。
	自動車の買い替えの際には、環境負荷の少ない車への移行に配慮します。
家で過ごしているとき	照明はこまめに消すよう心がけます。
	待機電力を抑えるよう心がけます。
	冷暖房が過度にならないよう、温度設定の調節に努めます。
	節水に努めます。
ごみを出すとき	分別を徹底し、資源化に努めます。
	生ごみは、機械式生ごみ処理機やコンポスト容器などを利用して減量に努めます。
	生ごみを出す際は、水分を搾って減量に努めます。
	家電製品の処分は、家電リサイクル法に則って行います。
	ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
	ごみの自家焼却はしません。
	庭木の剪定枝や落葉は、堆肥化に努めます。
家の建築やリフォームをするとき	家を新築、リフォームする際には省エネルギー性能の高い部材やシステム、省エネ機器の導入を検討します。
	太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を検討します。

事業活動における主な環境配慮指針

環境配慮指針	
事務用品等の購入	エコマーク製品等の環境に配慮した製品の購入に心がけます。
車の運転	自動車の運転は、環境に配慮したエコドライブに努めます。
	環境負荷の少ない車の利用に努めます。
廃棄物の処理	廃棄物の発生を抑制し、再使用、再生利用に努めます。
	廃棄物の管理及び適正処理を徹底します。
	農業用ビニールなどの農業系廃棄物を適正に処理します。
	建設廃材等を適正に処理します。
施設・設備などの管理	食品廃棄物の再生利用に努めます。
	節電、節水に努めます。
	冷暖房が過度にならないよう、温度設定を適正に調節します。
	建物や設備の省エネルギー性能を高めるよう努めます。
温室効果ガスの排出削減	太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。
	工場排熱など未利用エネルギーの有効活用を検討します。
	工場排熱など未利用エネルギーの有効活用を検討します。
製品開発、製造、輸送等	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出の抑制に努めます。
	フロンガスの排出防止に努めます。
	ごみの減量化、資源の再生利用に配慮した製品開発、製造に努めます。
	エコマーク製品等の環境に配慮した製品の開発、製造、販売に努めます。
輸送等	梱包資材や容器包装の簡素化やリサイクルに努めます。
	輸送効率の向上に努めます。

## 2 自然や文化にふれあえるまち

森林や水辺、農地などが一帯となった自然環境は、潤いと安らぎを感じられる景観であり、水源かん養、生物の生息地、自然災害の防止等、多くの公益的な機能を有するものです。

地球上には多種多様な生物が暮らし、それぞれの地域に固有の自然環境があり特有の生物が生息しています。私たちは、それらの生物から食糧のみならず医薬品の原料や科学利用など、様々な恩恵を得ています。

しかし、森林の減少や生態系の破壊などから、今まで身近にあった動植物が減少し、絶滅のおそれのあるものも少なくありません。そのため、生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することが求められています。

また、自然環境とともに、私たちの地域には独自の歴史や文化が育まれてきました。本市には、国指定の史跡の「桜町陣屋跡」や「高田山専修寺境内」を含む212件の国・県・市指定文化財と、15件の国・市登録文化財があります。

これらの自然環境や歴史的・文化的遺産は、次の世代へ引き継ぐべき財産であり、人々が将来にわたって豊かな生活を送るためにも必要です。身近に残された自然環境を保全し、先人から受け継いだ歴史的・文化的遺産を継承し、「自然や文化にふれあえるまち」の実現を目指します。



様々な自然環境があり、多様な生物が生息する里山環境

## 2 自然や文化にふれあえるまち

### 基本施策2-1 自然環境の保全

#### 【現状】

本市の土地利用は、田畑や住宅地が大部分を占め、森林面積の割合は約9%と少ないものとなっています。また、化石燃料や化学肥料の普及に伴い、里山の木や落葉などが利用されず藪になり、動植物の減少やごみの不法投棄を招くなどの問題が起きています。

しかし、残された森では、「市民の森」として保全・活用されたり、また、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」によって明るく安全な里山林へと再生され、地域の交流や自然に親しむ場として活用されている場所もあります。

河川や水路などの水辺は、生活に潤いを与えるとともに、特有の生物が生息し、周辺の林や農地と一帯となって身近で良好な自然環境を形成しています。また、農地においては、農作物の生産のみならず、身近な生物の生息地や地下水のかん養、雨水の調整機能など様々な公益的機能を発揮し、自然環境の面からも重要な役割を果たしています。

#### 【課題】

残された森林を保全するとともに、荒れてしまった里山の再生や保全管理などの地域の取り組みを促進、支援し、森林の持つ公益的機能の発揮を図ることが重要です。また、里山の木や落葉などが資源として利用される仕組みづくりについても研究する必要があります。

水辺や農地については、自然環境の保全においても大きな役割を果たしていることの啓発を図ることも重要です。

そして、自然環境の保全のための重要な地域について、地域と協力しながら生態系の保全を図っていくことが今後の課題となっています。



#### 森づくり写真

左：荒れてしまった森の刈り払い

右：再生された森林

## 施策 2-1-1 森林の保全

### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
森林面積 <sup>※1</sup>	1,488ha	1,481ha	農政課、 環境課、 都市計画課等
整備された森林面積 <sup>※2</sup>	96ha	100ha	環境課、 農政課

※1 真岡市統計書地目別土地面積の山林面積(平成 27 年 1 月 1 日現在)

※2 市民の森及び「とちぎの元気な森づくり県民税事業」<sup>※3</sup>により整備された森林

### 施策の展開

- ・市内に残された森林の保全に努め、根本山市民の森、磯山市民の森、大久保川周辺等の里山林の保全と活用を図ります。
- ・「とちぎの元気な森づくり県民税事業」により整備された里山林の継続的な保全管理の促進を図ります。
- ・「真岡市平地林保全計画」、「真岡市森林整備計画」に基づき保全と活用を図ります。
- ・森林が持つ公益的機能や多様な生物の生息地としての環境機能が発揮されるように、里山林の手入れ等の適正な管理を促進するための情報収集に努めます。

#### ※3 とちぎの元気な森づくり県民税事業

様々な公益的機能を持つ森林を県民全体の理解と協力のもとに守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、栃木県では平成 20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入し、それを原資として、市町村が地域の実情に応じて実施する里山林の整備や管理を支援しています。

## 施策 2-1-2 水辺環境の保全

---

### 施策の展開

- ・河川や谷地・谷戸等の水辺の自然環境の保全に努めます。
- ・自然教育センター周辺の鬼怒自然公園や鬼怒水辺観察緑地などの水辺環境の保全と活用を図ります。
- ・河川や水路の整備の際は、清流の復活や生物の生息場所としての環境保全を図るため、自然環境や生物の生息環境に配慮した整備に努めます。

## 施策 2-1-3 生態系の保全

---

### 施策の展開

- ・市内の動植物の生息・生育状況を調査し、把握します。
- ・生物多様性の保全のため、動植物実態調査により抽出された重要な自然環境について周知を図ります。
- ・希少な動植物とその生息環境について、地域や栃木県と連携して保全を図ります。
- ・自然の中への外来の動物やペットの放逐、園芸植物の植栽、野生動物への餌付けなどによる生態系の攪乱をしないよう広報等により注意を促します。
- ・在来種であっても、遠隔地に生息し遺伝子の異なる生物をむやみに移入し、地域固有の種の遺伝子の攪乱を招かないよう広報等により注意を促します。

## 施策 2-1-4 農地の保全

### 環境指標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
荒廃農地の面積	26.5ha	14.0ha	農業委員会

### 施策の展開

- ・農地転用許可制度の適正な運用により、優良農地の保全に努めます。
- ・農業の担い手の確保や農地の担い手への利用集積を促進し、荒廃農地の拡大防止と解消に努めます。
- ・減農薬、化学肥料の適正利用等、環境に配慮した農業への取り組みを推進します。
- ・家畜ふん尿処理施設の整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
- ・農地が持っている、国土の保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の維持・向上を図ります。



真岡市の郊外に広がる田園風景



## 2 自然や文化にふれあえるまち

### 基本施策2-2 まちなかの緑の確保と景観形成

#### 【現状】

都市公園や公園緑地については、市民の安らぎやレクリエーションの場、防災拠点、潤いを感じられる景観形成などの役割のほか、動植物が利用する場などの様々な役割を担っています。

都市公園の平成26年度の整備状況は、鬼怒緑地や井頭公園を含め81箇所256.18haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は、31.6㎡となっています。

景観については、沿道や住宅周辺の緑化促進、屋外広告物の規制、電線類の地中化促進などにより、街並みと調和のある景観の形成に努めています。

#### 【課題】

都市公園や公園緑地の整備・充実とともに、住宅周辺、街路、公共施設の緑化など、身近な生活空間の緑を保全していくことが課題となっています。



大久保中央公園

## 施策 2-2-1 公園緑地の整備・保全

### 環境指標

指標	基準（平成 26 年度）	目標（平成 32 年度）	所管課
都市公園の整備箇所数 と整備面積	81 箇所・256.18ha	90 箇所・264.59ha	都市計画課
市民一人当たりの都市 公園の面積	31.6 m <sup>2</sup>	33.0 m <sup>2</sup>	

### 施策の展開

- ・土地区画整理事業により、各地に適切な規模で公園の整備を図ります。
- ・都市公園、その他の公園を適切に維持管理し、整備・充実を図ります。
- ・鬼怒川や五行川沿いの緑地は、市民に親しまれる水辺空間としての充実を図り、河川改修にあたっては緑化や親水化を促進します。
- ・鬼怒緑地については、スポーツ交流やレジャー、自然観察の場としての充実を図ります。

## 施策 2-2-2 緑化の推進

---

### 施策の展開

- ・ 公共施設や学校等について、敷地内緑化を図ります。
- ・ 生垣づくりの補助制度を推進し、住宅周辺の緑化を促進します。
- ・ 工場や事業所等においては、施設周辺の緑化を促進します。
- ・ 道路空間については、主要道路を中心に植栽されている街路樹などによる緑の確保を図ります。

## 施策 2-2-3 景観の形成と保全

---

### 施策の展開

- ・ 市街地においては、沿道や住宅周辺の緑化促進、屋外広告物の規制、電線類の地中化促進などにより、街並みと調和のとれた景観の形成を図ります。
- ・ 優良な農地、平地林、河川などについては、本市の風土を形成する田園景観としてその保全に努めます。

## 2 自然や文化にふれあえるまち

### 基本施策2-3 歴史的・文化的遺産の保存

#### 【現状】

地域の歴史・文化は、その地域の自然との共存の姿を反映しています。特に、社寺や古墳等の歴史的建造物のあった場所や材質、建て方などは、当時の環境を知る手がかりとなります。

本市の文化財は、国指定が4件、県指定が65件、市指定が143件あります。また、登録文化財は国登録が2件、市登録が13件あります。

これらの貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくため、所有者への管理指導や市民への文化財に対する知識の普及啓発、埋蔵文化財の包蔵地調査等を行い、文化財の保護と継承を図っています。

真岡市における指定文化財の種別件数

(平成27年3月末現在)

種別		国指定文化財	県指定文化財	市指定文化財	計
有形文化財	絵画		2	17	19
	彫刻	1	22	15	38
	工芸品		9	6	15
	書跡		6	3	9
	典籍			1	1
	考古資料		2	8	10
	歴史資料			11	11
	建造物	1	6	29	36
	計	2	47	90	139
無形文化財	工芸技術			1	1
	計			1	1
民俗文化財	有形民俗			8	8
	無形民俗		1	8	9
	計		1	16	17
記念物	史跡	2	6	17	25
	天然記念物		11	19	30
	計	2	17	36	55
合計		4	65	143	212

真岡市における登録文化財の種別件数

(平成27年3月末現在)

種 別		国登録文化財	県登録文化財	市登録文化財	計
有形文化財	建築物	2		11	13
	土木建築物			1	1
	その他構造物			1	1
合計		2		13	15

【課題】

貴重な文化財をより良い状態で次世代へ引き継いでいくための適切な管理と活用が課題となっています。



国指定史跡の「桜町陣屋跡」



桜町陣屋跡での米づくり体験事業

## 施策 2-3-1 文化財の保護

### 環 境 指 標

指標		基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
文化財の指定 件数	指定文化財	212 件	222 件	文化課
	登録文化財	15 件	18 件	

### 施 策 の 展 開

- ・文化財の調査と保護、保存に関する啓発や支援に取り組みます。
- ・無形民俗文化財の映像記録の保存及び後継者の育成に取り組みます。
- ・重要な遺跡の保護に関する調査、啓発及び指導を行います。

## 施策 2-3-2 歴史・文化の継承と活用

### 施 策 の 展 開

- ・文化財の収蔵及び展示に取り組みます。
- ・重要な遺跡の保存と公開に取り組みます。
- ・歴史・文化に関するボランティア解説員の育成を図ります。
- ・歴史・文化に関する情報の提供に取り組みます。
- ・伝統行事や文化的催事の継承に取り組みます。
- ・古木・名木の指定による保全奨励を図ります。

## 環境配慮指針（自然や文化にふれあえるまち）

### 市民に期待される環境配慮指針

	環境配慮指針
自然環境を保全し、歴史・文化を育むために	生物多様性を理解し、地域の自然や生態系の保全に努めます。
	野生鳥獣を許可なく捕獲したり飼育したりしません。
	水辺環境の保全に努めます。
	外来生物による生態系の攪乱防止のため、外来種を自然の中に逃がしたり移動したりしません。
	所有する森林や農地の適正な維持管理に努めます。
	農地の持つ公益的機能や生物の生息環境としての自然環境の保全に心がけます。
	減農薬や化学肥料の適正な使用を心がけます。
	グリーンカーテンの設置、生垣づくり補助制度の利用など、自宅周辺の緑化に努めます。
	花や緑が美しい街並み景観の保全や創出に協力します。
	地域の歴史や文化遺産を学び、保存・継承に努めます。
古木・名木の適正な維持管理に努めます。	

### 事業活動における主な環境配慮指針

	環境配慮指針
自然環境を保全し、歴史・文化を育むために	生物多様性を理解し、地域の自然や生態系の保全に努めます。
	水辺環境の保全に努めます。
	農地の持つ公益的機能や生物の生息環境としての自然環境の保全に努めます。
	減農薬に取り組み、化学肥料の適正な使用に努めます。
	事業所の敷地の緑化に努めます。
	樹木を植栽する際には、郷土種などの地域の環境に合った樹種の選定に努めます。
	花や緑が美しい街並み景観の保全や創出に協力します。
	屋外広告物が景観を著しく阻害することのないように配慮します。
地域の歴史や文化遺産を学び、保存・継承に努めます。	

### 3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

私たちが健全に暮らすためには、きれいな空気、清らかな水や土、音の静けさを感じられる環境などが不可欠です。私たちの健康や生活環境に被害を及ぼす公害の原因は、かつては工場や事業所などの生産活動でしたが、現在は生活排水や自動車交通などの都市・生活型へと移行しています。

そのため、大気環境や水環境、土壌などの各種の環境調査の実施により現状を把握し、生活排水対策の推進や事業活動における環境基準・規制基準の遵守を図るとともに、私たち一人一人が日常生活において環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。

さらに、近年は放射性物質や微小粒子状物質（PM2.5）などの新たな環境問題が発生しています。

これらの課題に取り組み、「健全な生活環境の中で暮らせるまち」の実現を目指します。



真岡市の中央を流れる五行川



### 3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### 基本施策3-1 大気環境の保全

##### 【現状】

大気汚染の監視は、栃木県が市内3箇所で開催しており、環境基準の達成状況は表のとおりです。測定項目のほとんどが環境基準を達成していますが、光化学オキシダントが全県同様、未達成です。また、近年は微小粒子状物質（PM2.5）が発生し、栃木県の監視データに基づいた対応を行っています。

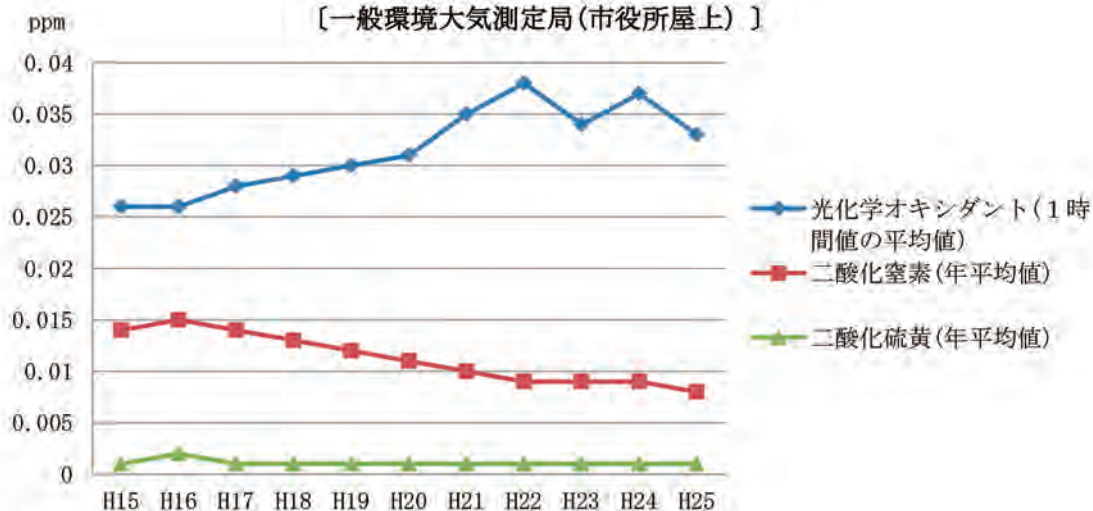
工場・事業所においては、大気汚染防止法等の特定施設を設置している工場・事業所に対して、公害防止協定に基づき3工場で延べ5回、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、フッ素について測定を実施しており、排出基準の適合率は平成26年度は90%となっています。

大気汚染に関わる環境基準の達成状況（平成25年度）

測定場所	測定項目	環境基準達成状況 (○：達成 ×：未達成)		備考 (県内達成率)
真岡市役所屋上 (一般環境大気測定局)	二酸化硫黄	長期的評価	○	100%
		短期的評価	○	100%
	二酸化窒素	長期的評価	○	100%
	光化学オキシダント	短期的評価	×	0%
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	100%
		短期的評価	○	87.0%
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	○	87.5%	
	短期的評価	×	37.5%	
高間木歩道橋 (自動車排出ガス測定局)	二酸化窒素	長期的評価	○	100%
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	90.9%
		短期的評価	○	72.7%
真岡消防署真岡西分署 (有害大気汚染物質調査地点)	トリクロロエチレン	年平均値による評価	○	100%
	テトラクロロエチレン	年平均値による評価	○	100%
	ベンゼン	年平均値による評価	○	100%
	ジクロロメタン	年平均値による評価	○	100%
	ダイオキシン類	年平均値による評価	○	100%

- ・長期的評価：1年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で行う評価。
- ・短期的評価：短時間（1時間や1日）の測定結果について行う評価。

大気汚染に係る測定値の経年変化  
〔一般環境大気測定局(市役所屋上)〕



- ・光化学オキシダント 基準値：0.06ppm 以下
- ・二酸化窒素 基準値：0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下
- ・二酸化硫黄 基準値：0.04ppm 以下

平成 25 年度栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書より作成

#### 【課題】

今後も引き続き、大気汚染に係る環境基準及び工場・事業所等からのばい煙に係る規制基準等の達成を目指し、大気汚染物質等の測定、公害防止協定による工場・事業所の指導などの対策が重要となっています。

また、光化学オキシダントと微小粒子状物質 (PM2.5) については、全国的に環境基準を達成できない状況であり、県や周辺市町との協力のうえ、広域的な対策が必要となっています。

## 施策 3-1-1 大気汚染の防止

### 環境指標

指標		基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
一般環境大気 測定局基準適 合率	二酸化硫黄	100%	100%	環境課
	二酸化窒素	100%	100%	
	浮遊粒子状物質	100%	100%	
光化学スモッグ注意報発令回数		1回	0回	
自動車排出ガ ス測定局基準 適合率	二酸化窒素	100%	100%	
	浮遊粒子状物質	99.9%	100%	
工場・事業所のばい煙の規制基 準の適合率		90.0%	100%	
排ガス・ばい煙の状況が良いと 感じる市民の割合※		70.9%	75.0%	

※平成 27 年度市民意向調査による

・環境基準については、資料編 (pp.101 - 103) 参照

### 施策の展開

- ・大気測定結果から大気汚染に関わる環境基準の達成状況を把握し、大気汚染の防止を図ります。
- ・工場・事業所との公害防止協定に基づき、ばい煙を測定し、排出基準の遵守の指導、啓発を行います。
- ・光化学スモッグの発生について、栃木県の注意報・警報に基づき、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、病院等への周知を行います。
- ・微小粒子状物質 (PM2.5) について、栃木県の注意喚起情報に基づき、防災行政無線で、市民に周知を行います。
- ・野火焼却防止の啓発や指導の強化を図ります。(農業や宗教上の行事については、近隣への迷惑とならない範囲では認められています。)
- ・公共交通ネットワークの整備推進、並びに公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・市役所においては、電気自動車やハイブリッド車等の導入に努めます。

### 3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### 基本施策3-2 水、土壌・地盤環境の保全

##### 【現状】

本市の水資源は、河川の表流水や地下水等に依存しています。主要河川（五行川・行屋川・小貝川・鬼怒川・江川）の水質は、調査結果から人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム等 27 項目）をすべて達成していますが、生活環境の保全に関する環境基準（BOD 等 5 項目）は、きれいな川に該当する A 類型に指定されていますが、大腸菌群数の環境基準適合率が低い状況にあります。（次頁、図表参照）

生活排水対策については、市街化区域及びその周辺地域では公共下水道の整備を図り、そのほかの区域では農業集落排水施設の整備並びに合併処理浄化槽の普及を図っています。（p.61 下水道事業の概要参照）

工場・事業所の排水については、公害防止協定に基づき、水質汚濁防止法等の特定施設を設置している工場・事業所の排水調査を実施し、そのほとんどの工場・事業所が排水基準を達成しています。また、市内 3 箇所のゴルフ場を対象に、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」で示される農薬を使用状況に応じて調査した結果、すべての項目において指針値未満となっています。

地下水については、栃木県が県内の水質監視を行っているほか、本市においても市内 32 箇所で水質調査を実施しています。

土壌汚染の防止については、五行川沿岸で土壌（水田）と玄米調査を計画的に実施しており、全ての調査項目で基準値以下となっています。

地盤沈下については、栃木県が市内 17 カ所で観測しています。

##### 【課題】

良好な水環境の保全に向けて、下水道施設や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の普及を促進するとともに、地下水の適正な利用と汚染対策を積極的に進めていく必要があります。

また、土壌の安全性を保ち地盤沈下を防止するため、土砂等の埋立等による土壌汚染の防止、地下水の適正な利用等を図ることが重要な課題となっています。

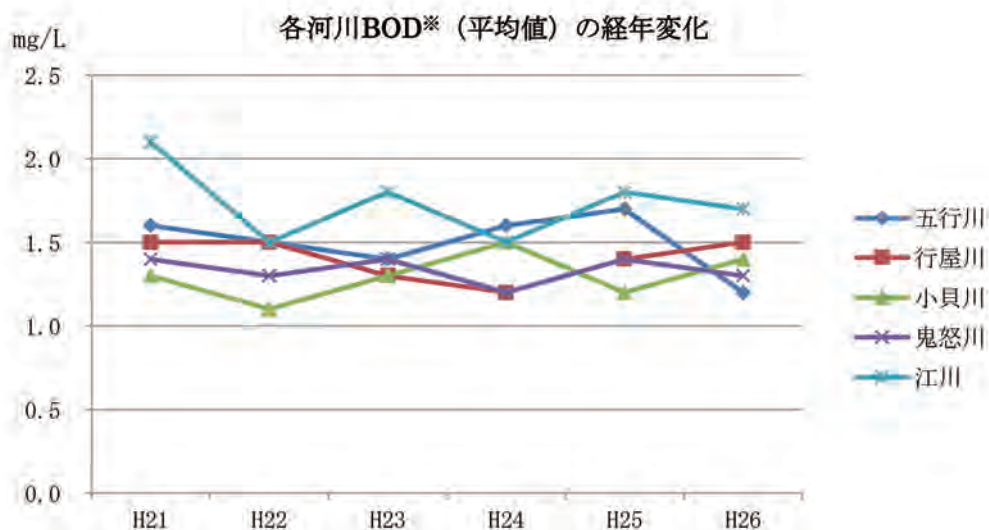
河川生活環境項目環境基準適合状況（平成 26 年度）

河川名	類 型*	全体適合率
五行川	A 類型	80.0%
行屋川	A 類型	78.3%
小貝川	A 類型	76.7%
鬼怒川	A 類型	83.3%
江 川	A 類型	78.3%

※類型：水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準について、水道、水産、工業用水などの利用目的の適応性に応じて、AA 及び A から E の 6 つの類型に別けられ、AA 類型は、溪流的な川で最もきれいな水であり、次に A、B、C、D、E の順となる。

・利用目的の適応性

- AA 類型：水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の類型に掲げるもの
- A 類型：水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の類型に掲げるもの  
イワナやヤマメが棲める水質
- B 類型：水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の類型に掲げるもの  
アユが棲める水質
- C 類型：水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の類型に掲げるもの  
コイやフナが棲める水質
- D 類型：工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の類型に掲げるもの
- E 類型：工業用水 3 級、環境保全



※BOD（生物化学的酸素要求量）：河川の水質汚濁を測る代表的な指標で、1mg/L を超えて 2mg/L までは A 類型に該当する。

下水道事業の概要〔平成 27 年 3 月末現在〕

◇公共下水道事業

項 目	計
全体計画面積 (A)	1,653.80 ha
事業認可面積	1,329.40 ha
整備済面積 (B)	1,217.74 ha
整備率 (B)/(A)	73.63 %
供用開始面積	1,216.0 ha
行政人口 (C)	81,119 人
処理区域内人口 (D)	45,789 人
普及率 (D)/(C)	56.45 %
水洗化人口 (E)	42,721 人
水洗化率 (E)/(D)	93.30 %

◇農業集落排水事業

項 目	計
処理区域内人口 (F)	8,588 人
水洗化人口 (G)	7,662 人
水洗化率 (G)/(F)	89.22 %

◇合併処理浄化槽

項 目	計
普及推進区域内人口 (C) - (D) - (F) = (H)	26,742 人
水洗化人口 (I)	11,117 人
水洗化率 (I)/(H)	41.57 %

◇全 体

項 目	計
処理区域内人口 (D) + (F) + (I) = (Q)	65,494 人
下水道生活排水処理普及率 (Q)/(C)	80.74 %

下水道課資料より

## 施策 3-2-1 水質汚濁の防止

### 環境指標

指標		基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
生活排水処理普及率 <sup>※1</sup>		80.7%	87.9%	下水道課
河川水の環境 基準適合率	健康項目	100%	100%	環境課
	生活環境項目	79.8%	85%	
工場・事業所排出水の規制基準 の適合率		99.2%	100%	
河川の水質が良いと感じる市 民の割合 <sup>※2</sup>		63.7%	70%	

※1 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた普及率

※2 平成 27 年度市民意向調査による

・環境基準については、資料編 (pp.101 - 103) 参照

### 施策の展開

- ・河川水の水質に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
- ・市街化区域及びその周辺においては、公共下水道の整備促進と接続利用の徹底を図ります。
- ・市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、また、既設の農業集落排水施設の維持管理を行います。
- ・企業との公害防止協定に基づき工場・事業所の排水を調査し、排出基準の遵守を指導します。
- ・市内ゴルフ場で散布する農薬による河川等への影響について、農薬の使用状況に応じて調査を行います。
- ・芳賀地区広域行政事務組合が行っている、し尿収集処理について、効率的な運営を促進します。

## 施策 3-2-2 地下水、土壌の汚染防止

---

### 施策の展開

- ・地下水水質、土壌汚染に関する調査や情報収集を行い、調査結果を適宜公表します。
- ・減農薬や化学肥料の適正利用についての啓発を行います。
- ・家畜ふん尿処理施設の整備を促進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理を指導します。
- ・土砂の埋め立て等の適正処理の徹底を図ります。

## 施策 3-2-3 地盤沈下の防止

---

### 施策の展開

- ・地下水位の変化や地盤沈下に関する調査、情報収集を行い、適宜公表します。
- ・地下水揚水施設の届出制により、揚水量を把握します。
- ・工業団地における地下水の利用状況の把握に努めます。



### 3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### 基本施策3-3 騒音・振動・悪臭の防止

##### 【現状】

騒音は他の公害と異なり、局所的、多発的に発生し、発生してから短時間に消えていくという性質があります。環境基本法では、人の健康を保護し生活環境を保全する観点から維持することが望ましい行政上の目標として、環境基準が定められています。

平成 26 年度の調査結果においては、道路沿道等における環境騒音の環境基準が達成されています。

また、道路交通振動については、測定結果は限度以下となっています。悪臭については、工場・事業所の臭気測定結果から、適合率が 100% でした。

近年は生活上の騒音や悪臭、ペットの鳴き声などの苦情が市に寄せられています。

平成 26 年度 道路に面する地域の環境騒音調査結果(幹線交通を担う道路近接空間)

測定場所		類型※	測定結果(単位:デシベル)	
			昼	夜
北関東自動車道	長田 1 丁目	C 類型	59	51
国道 294 号	さくら 4 丁目	C 類型	67	65
国道 294 号	八木岡	A 類型	64	58
国道 408 号	長田	B 類型	67	65
県道西小埴真岡線	荒町	C 類型	69	62
県道真岡上三川線	長田	B 類型	66	61
県道石末真岡線	荒町 2 丁目	C 類型	60	49
県道真岡烏山線	東郷	B 類型	63	54
市道 371 号線	並木町 1 丁目	C 類型	61	55
基準値			70	65

※類型 A 類型：専ら住居の用に供される地域

B 類型：主として住居の用に供される地域

C 類型：住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

##### ○自動車騒音常時監視面的評価

この調査は、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音を継続的に把握するために、騒音規制法に基づき実施したものです。

平成 26 年度までの 5 ヶ年の調査結果では、61 区画、延 156km の、道路端から

両側 50m の範囲の住宅等の環境基準達成状況を調査しました。昼夜とも環境基準を達成した割合は 97.9%でした。

#### 【課題】

騒音、振動、悪臭については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、栃木県生活環境の保全等に関する条例等に基づく工場・事業所に対する指導を徹底することが重要です。また、近隣同士の生活上の騒音や悪臭等のトラブルについては、モラルによるものであり、互いに配慮することで解決を図ることが重要です。

### 施策 3-3-1 騒音・振動・悪臭対策

#### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
騒音に関わる環境基準の未達成箇所数	0 箇所	0 箇所	環境課
工場・事業所の臭気に関わる規制基準の未達成箇所数	0 箇所	0 箇所	

#### 施策の展開

- ・環境騒音、交通振動、悪臭に関する調査を実施し、その防止対策を図ります。
- ・工場・事業所等の騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令の遵守等の指導、啓発を行います。
- ・悪臭の発生源等への指導の強化、啓発を図ります。
- ・生活上の騒音・振動、ペットの鳴き声に関する啓発を行います。

### 3 健全な生活環境の中で暮らせるまち

#### 基本施策3-4 化学物質等への対応

##### 【現状】

化学物質は、日常生活や事業活動において様々な形で使用され、世界で 10 万種類、日本では 5 万種類以上の化学物質が製造・使用されているといわれています。中には、何らかの有害性を持つものもあり、環境汚染や人の健康を害する可能性があります。

有害性の恐れがある化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法) が公布され、排出量等の届出が義務づけられました。

ダイオキシン類については、河川水、土壌、水底の底質、地下水、大気について環境基準が定められており、調査結果は環境基準を達成しています。また、工場排出ガス、工業団地総合排水口のダイオキシン類の調査結果も規制基準に適合しています。

平成 23 年 3 月、東北地方太平洋沖地震が発生し、東京電力福島第一原子力発電所が全電源停止に陥り原子力事故を引き起こし、大量の放射性物質が大気や海洋に放出されました。

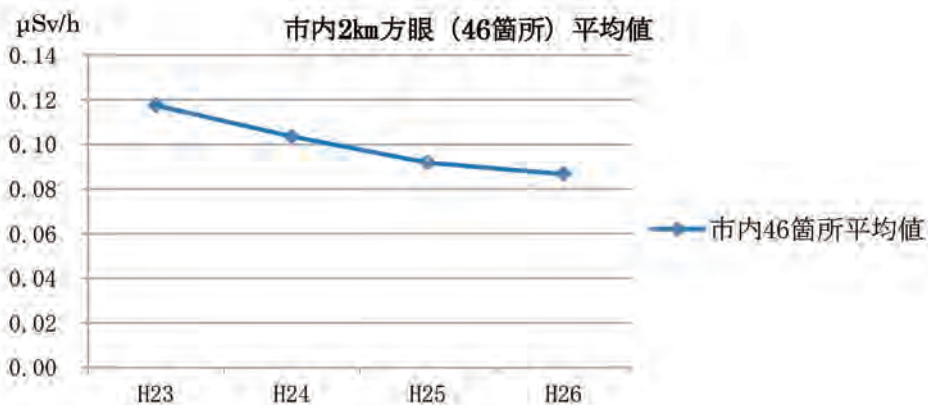
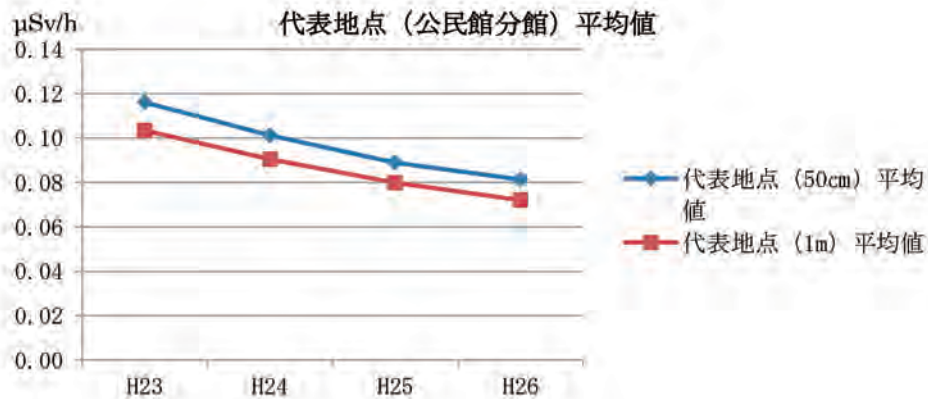
この原発事故以来、本市では市内の空間放射線量の状況を把握するため、放射線量率の測定を行っています。その結果、年間 1 ミリシーベルトとなる、 $0.23\mu\text{Sv/h}$  以上の地点はこれまでに確認されていません。また、水道水、地下水、下水汚泥の放射性物質も基準値以下にあります。

空間放射線量率測定結果 (平成 26 年度)

単位:  $\mu\text{Sv/h}$

測定場所	最小値	最大値	平均値	前年度平均値
代表地点 (公民館分館 5 箇所)	0.06	0.11	0.08	0.09
市内 2km 方眼 (46 箇所)	0.06	0.12	0.08	0.09

測定高さ: 50cm 測定器: HORIBA PA-1000



放射性物質濃度測定結果（平成 26 年度）

単位：Bq/kg

対象	測定場所	検査項目	検査結果	基準値
水道水	石法寺浄水場、西田井浄水場、久下田浄水場、三谷浄水場、荒町配水場、大谷台配水場、京泉浄水場、大田山水源地、台町水源地	放射性セシウム	不検出	10
下水汚泥	真岡市水処理センター	放射性セシウム	不検出～16	8,000（指定廃棄物）
	二宮水処理センター	放射性セシウム	不検出～23	

【課題】

有害化学物質、放射性物質については国の対策や調査研究などを踏まえ、迅速かつ的確な情報提供や啓発などが重要です。

## 施策 3-4-1 化学物質への対策

### 環境指標

指標		基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
ダイオキシン類 の環境基準達成 率	河川水	100%	100%	環境課
	土壌	100%	100%	
	河川底質	100%	100%	
	地下水	100%	100%	
	大気	100%	100%	
工場・事業所のダイオキシン類 に関わる規制基準の適合率		100%	100%	

- ・ダイオキシン類の地下水・大気は、栃木県の測定結果
- ・環境基準については、資料編（pp.101 - 103）参照

### 施策の展開

- ・ダイオキシン類について、工場排出ガス、河川、土壌等の測定を実施し、測定結果を適宜公表します。
- ・ダイオキシン類が発生する特定施設に対しては、公害防止協定による測定を実施し、関係法令の遵守や施設の適正管理の指導を行い、市民への健康被害を未然に防止します。
- ・減農薬や化学肥料の適正利用について、啓発を行います。

## 施策 3-4-2 放射性物質への対策

### 施策の展開

- ・市内の空間放射線量率を測定し公表します。
- ・水道水、地下水、下水汚泥、焼却灰等について、放射性物質濃度を測定し公表します。
- ・放射性物質対策に関する国や県の動向などの情報の収集に努めます。

## 環境配慮指針（健全な生活環境のために）

市民に期待される環境配慮指針

ライフシーン	環境配慮指針
買い物をするとき	エコマーク製品等の環境に配慮した製品の購入に心がけます。
	輸送コストの低い地元産などの農産物の購入に努め、地産地消に心がけます。
外出や車を運転するとき	公共交通の利用に努めます。
	近所へ出かける際は、自転車の利用や徒歩に努めます。
	自動車を運転するときは、エコドライブに努めます。
	自動車の買い替えの際には、環境負荷の少ない車への移行に配慮します。
家で過ごしているとき	廃油を流さないようにします。
	洗剤の使いすぎに気を付けます。
	生活上の騒音やペットの鳴き声などによる近隣への影響に配慮します。
	生活上の振動による近隣への影響に配慮します。
ごみを出すとき	ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
	ごみの自家焼却はしません。
化学物質の取扱い	農薬等化学物質を取り扱う際は、適正な保管をします。
	フロンを含む家電製品等を適正に処分します。
家の建築や宅地の管理をするとき	公共下水道や農業集落排水が整備された地区においては、速やかに接続します。
	上記以外の地区においては、合併処理浄化槽を設置し、適正な管理に努めます。
	汲み取り、単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への転換に努めます。

事業活動における主な環境配慮指針

環境配慮指針	
車の運転	自動車の運転は、環境に配慮したエコドライブに努めます。
	環境負荷の少ない車の利用に努めます。
公害の防止	公害防止協定に取り組み規制基準を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努めます。
	ばい煙や粉じんについて、法令等に基づく基準を遵守します。
	焼却炉は法令等に基づき適正に管理します。
	廃棄物の野外焼却についての規制を遵守します。
	排水の適正な水質管理を図り規制基準を遵守します。
	建設作業を行う際には、低騒音・低振動の機械や工法に努めます。
	地下水揚水量の節減に努めます。
	照明や広告が近隣への迷惑とならないように配慮します。
	減農薬に取り組み、化学肥料の適正な使用に努めます。
	家畜ふん尿の堆肥化に努めます
化学物質の取扱い	化学物質の適正な管理をします
	油類、薬品類、洗浄剤などの管理を徹底し流出事故の防止を図ります。
	業務用冷凍・空調機器などからフロン類を適正に回収します。
製品開発、製造、輸送等	環境に配慮した製品の開発、製造、販売に努めます。
	輸送効率の向上に努めます。

## 4 みんなで考え行動するまち

私たちの身の回りの生活環境から地球規模にまで及ぶ様々な環境問題は、誰かが解決してくれることではありません。その解決に向けては、市民、事業者、行政が、それぞれの責務と役割分担のもと、日常生活や事業活動において環境への負荷を低減し、環境保全活動に主体的に取り組んでいくことが必要です。

このため、環境教育・環境学習を推進し、市民や事業者の環境についての関心を高め、理解を深め、日常的な取り組みや環境保全の社会活動への参加を促進します。また、社会全体で環境保全を推進していくためには、市民、事業者、行政の各主体の交流や連携によるパートナーシップの形成が欠かせません。

市民、事業者、行政が連携・協力し合いながら、共に学び、共に環境保全への取り組みを進め、「みんなで考え行動するまち」の実現を目指します。



〈写真は、もおか環境パートナーシップ会議の活動：地球温暖化やエネルギーに関する環境学習会、環境展での展示、環境美化活動、市内スーパーでのマイバック調査、自然ふれあい園“大久保”での草刈りや間伐作業など〉



## 4 みんなで考え行動するまち

### 基本施策4-1 環境教育・環境学習の推進

#### 【現状】

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動と密接にかかわっており、市民、事業者、行政のすべての主体が環境問題を自らの問題として捉え、身近にできることから実践していくとともに、その環を広げていくことが大切です。

そのためには、環境についての知識や理解を深め、環境を大切にできる人づくりを進める環境教育・環境学習が重要です。

本市には、根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センター、自然教育センター、科学教育センター、自然ふれあい園“大久保”、井頭公園などの自然・環境学習に関する施設やフィールドが多数あります。自然観察や環境学習などの場を提供するとともに、子どもから大人までを対象に自然や環境に関する様々な事業を実施しています。

ごみの減量や資源化については、地域で開催する座談会において、説明会を毎年実施しています。また、平成26年4月から、広域ごみ処理施設「芳賀地区エコステーション」が稼働し、施設見学が行われています。

#### 【課題】

今後は、自然・環境学習関連施設の一層の活用を図るとともに学校や地域等との連携を深めることや、さらには環境に関する様々な学習機会の提供への取り組みが重要となっています。



根本山自然観察センターでの環境学習



鬼怒水辺観察センターでの野鳥観察

## 施策 4-1-1 自然・環境学習関連施設の事業の推進

### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
自然環境学習に関する行事等の年間実施状況	21 回 466 人	25 回 550 人	根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センター
自然環境教育に係る年間の学校等団体利用状況	56 団体 2,200 人	70 団体 2,400 人	根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センター

### 施策の展開

- ・根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センターでは、施設区域の森林や水辺環境を保全し、その自然環境を活用した自然体験教室の開催や展示等により環境学習を推進します。
- ・自然教育センターでは、市内小中学校の児童生徒が、鬼怒川河川敷の自然を利用した集団宿泊体験活動を通して、河川の環境学習を推進します。
- ・科学教育センターでは、小中学校の観察実験学習や市民の科学体験教室等の催し事を通して、地球環境やエネルギーに関する学習を推進します。
- ・自然環境の保全のための重要地域について、学習ができる資料整備を図ります。



自然教育センターでの野外活動



科学教育センターでの観察実験学習

## 施策 4-1-2 環境学習の様々な機会の提供と支援

### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
ごみ減量座談会の参加者数	3,632 人	4,000 人	環境課
芳賀地区エコステーション 施設見学者数(真岡市民)	3,079 人	3,200 人	

### 施策の展開

- ・ごみ減量等の地域座談会を開催し、ごみ減量及び資源の循環についての理解を深めます。
- ・芳賀地区エコステーションでは、施設見学を通して、ごみの減量化や 3R についての環境学習を推進します。
- ・地球温暖化防止に関する学習会などを行います。
- ・学校の各教科・課外活動や総合的な学習の時間において、必要に応じて環境学習の協力を行います。
- ・こどもエコクラブの活動を支援します。
- ・市民活動推進センターでは、登録された環境学習活動団体の催し事開催等を支援します。



地域づくり事業によるごみ減量座談会

## 4 みんなで考え行動するまち

### 基本施策4-2 環境保全活動の推進

#### 【現状】

市民一人一人の日常生活での環境保全の取り組みとともに、本市では、様々な団体・組織が自然環境の保全に取り組んでいます。

「もおか環境パートナーシップ会議」は、市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進を図るため、平成18年に設立された団体で、自然ふれあい園“大久保”の自然再生と保全管理活動、地球温暖化等に関する環境学習事業、市内の不法投棄の現地調査、マイバッグ持参率調査などを実施しています。また、自然ふれあい園“大久保”では、森づくり活動、四季の草花の栽培、草地や水辺の環境整備などが継続して行われています。

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」は、県民税を財源として、県内の荒廃している森林を明るく安全な里山林へと再生する栃木県の事業です。本市においても、地域住民等で組織された管理団体により市内11箇所、約65haの里山林が整備され、整備後は、下草刈りや落葉かき、清掃などの保全管理が行われています。

「真岡自然観察会」や「真岡の自然を守る会」では、自然観察会の開催を通じた自然環境保全に関する啓発などの活動を行っています。

このほか、一部の地域では、希少な水生植物や魚類の保護活動が行われています。

また、市民参加による市内の一斉清掃が年2回実施され、地域住民等による河川堤防の草刈り作業、河川敷の清掃などのクリーン作戦も行われています。

#### 【課題】

今後は、市民の日常生活における環境保全の取り組みとともに、環境保全の社会活動への参加を促進し、市民、事業者、行政の協働による取り組みの一層の推進を図ることが重要となっています。

また、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」で整備した森林の継続的な保全管理が課題となります。

## 施策 4-2-1 環境保全に関する情報の共有

---

### 施策の展開

- ・環境基本計画に関する年次報告書を作成、公表し、環境に関する情報の共有を促進します。
- ・環境に関する学習会や催し事、環境保全に関するボランティア活動の情報を「広報もおか」、「ウィークリーニュースもおか」及び市ホームページ、並びにケーブルテレビ等で提供します。

## 施策 4-2-2 各主体の環境保全活動の支援

---

### 施策の展開

- ・地域や市民が安心して環境保全活動を行えるよう、市は市民ボランティア活動に関する保険制度により、万が一の事故に備えます。
- ・市民活動推進センターでは、登録された市民活動団体の情報発信や活動の支援を行います。

### 施策 4-2-3 協働による環境保全活動の推進

#### 環境指標

指標	基準(平成 26 年度)	目標(平成 32 年度)	所管課
協働による環境保全ボランティア活動に関心のある市民の割合※	44.2%	55%	環境課
自然環境の保全活動に参加している市民の割合※	12.5%	20%	

※平成 27 年度市民意向調査による

#### 施策の展開

- ・市民、事業者、行政の協働による環境保全活動の推進を図ります。
- ・「もおか環境パートナーシップ会議」の一層の機能強化を図り、環境保全活動を推進します。

## 環境配慮指針（みんなで考え行動するまち）

### 市民に期待される環境配慮指針

	環境配慮指針
環境学習、保全活動の 実践のために	環境についての関心を高め、理解を深めます。
	自然環境学習施設などを利用して、自然の大切さや動植物の生態系について理解を深めます。
	環境学習や地域座談会、環境イベントなどに参加し、ごみの減量化や資源の循環、省エネルギー、地球温暖化などについて理解を深めます。
	日常の生活でできる環境保全活動に努めます。
	市民、事業者、行政が連携し、協働により環境保全活動を進めます。
	地域の里山の保全活動への参加・協力を努めます。
	地域に残された希少な生物の保全活動への参加・協力を努めます。
	一斉清掃などの地域で行う環境保全活動への参加に努めます。
ごみの不法投棄の監視や通報に協力します。	

### 事業活動における主な環境配慮指針

	環境配慮指針
環境学習、保全活動の 実践のために	職場における環境教育に努めます。
	市民、事業者、行政が連携し、協働により環境保全活動を進めます。
	地域で行う環境保全活動に参加・協力します。
	環境マネジメントシステムの活用を努めます。

## 第 5 章 計画の推進

---



## 1 推進体制

### (1) 真岡市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定や見直しなどについて審議及び答申を行います。また、専門的な知見から、環境基本計画の年次報告書について評価や意見・提言を行います。

### (2) 真岡市環境基本計画推進会議

庁内での本計画に基づく施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況を把握し、目標の達成状況の点検・評価を行います。

### (3) 各主体との連携

本計画の推進には、市民、事業者、行政の協働による取り組みが必要です。そのため、市は本計画の周知に努め、また、「もおか環境パートナーシップ会議」をはじめ、市内の環境保全団体や事業所などとの連携を図ります。

### (4) 周辺自治体等との連携

河川の水質調査、廃棄物対策、地球環境問題など広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、周辺自治体等と連携・協力して効果的な取り組みを行います。

## 2 進行管理

### (1) 計画の進行管理

計画の進行管理は、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルの手法によって進め、計画の進捗状況の点検・評価と、取り組みや施策の改善等により、効果的な計画の推進を図ります。



### (2) 年次報告書の作成、公表

「真岡市環境基本計画推進会議」は、本計画の進捗状況や目標達成状況を点検・評価し、その結果を年次報告書（真岡市の環境）として取りまとめ、「真岡市環境審議会」に報告します。

「真岡市環境審議会」は、年次報告書について評価するとともに、課題や取り組み方針等についての意見・提言をします。

年次報告書は、市のホームページにおいて公表し、市民や事業者への周知を図ります。

### (3) 環境に関する調査・研究

多様化する環境問題への対応や、本市の自然環境を保全していくためには、その基礎となる情報の集積が重要です。

そのため、専門機関、研究機関等との連携を含め、環境に関する調査・分析・研究等の充実を図っていくとともに、市民参加によるモニタリング調査の実施の体制整備に努めます。